

## 工場等における昇降機の設置に係る留意事項

平成21年2月に兵庫県姫路市の食品会社の工場に設けたエレベーターにおいて、死亡事故が発生しました。

事故を起こしたエレベーターは、建築基準法の規定に基づく確認申請等の記録が見つかっておらず、建築基準法に適合しない部分があったことが確認されています。

労働安全衛生法では、積載荷重1 t未満のエレベーター及び簡易リフトは、労働基準監督署への設置報告書の提出が必要となっていますが、それとは別に建築基準法において、かご床面積1.0㎡超又は高さ1.2m超のものはエレベーターの規定が、また、かご床面積1.0㎡以下かつ高さ1.2m以下のものは小荷物専用昇降機の規定が適用されます。また、一般的に労働安全衛生法より建築基準法のほうが厳しい安全基準を要求しています。

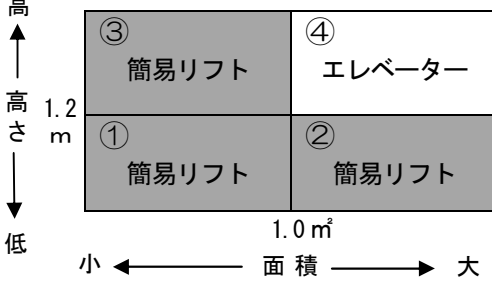
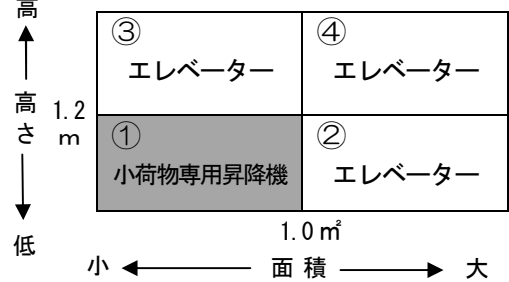
つきましては、工場等にこれらの昇降機を設置する場合は、建築基準法に基づく手続(建築確認、完了検査、定期検査報告)を適正に行っていただきますようお願いいたします(一部の小荷物専用昇降機は除く)。

### 工場等に設置される

- ・ 簡易リフト
- ・ 1 t 未満のエレベーター

については、労働安全衛生法に基づく設置報告書の提出とは別に、建築基準法に基づく建築確認、完了検査、定期検査報告が必要となります。

## 【参考】労働安全衛生法と建築基準法の相違点

項目	労働安全衛生法	建築基準法
適用の対象	工場等に設置されるエレベーター（一般公衆の用に供されるものは除く）で積載荷重0.25 t以上のもの	人又は荷物を運搬する昇降機（用途、積載荷重にかかわらず）
区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>● エレベーター かごの面積1㎡超かつ高さ1.2m超</li> <li>● 簡易リフト かごの面積1㎡以下又は高さ1.2m以下</li> </ul> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>● エレベーター かごの面積1㎡超又は高さ1.2m超</li> <li>● 小荷物専用昇降機 かごの面積1㎡以下かつ高さ1.2m以下</li> </ul>  <p>※②③は労働安全衛生法では簡易リフトですが、建築基準法ではエレベーターとなるため、建築基準法におけるエレベーターの構造規定が適用されます。</p>

### ○お問い合わせ先

伊丹市都市活力部都市整備室建築指導課

〒664-8503 伊丹市千僧1丁目1番地

TEL 072-784-8065

FAX 072-784-8145